

千曲市ものづくり生産性向上事業（コロナ対応型）

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるため、生産性向上を目的とした設備投資や、販路開拓のための取組等に対して費用の一部を助成します。

- ◇ 対象者：千曲市内に事業所を有する中小事業者
- ◇ 申請受付期間：令和3年4月1日 ～ 令和3年8月31日

※予算額の上限に達し次第、受付終了となる場合があります

【助成事業実施期間（実績報告書提出期限）】

令和3年4月1日 ～ 令和3年12月31日

1 先端設備導入支援事業

先端設備等導入計画の認定を受けた設備の導入を支援。
最大100万円の助成金を交付します。

対象者：「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備を導入する事業者
助成対象：認定を受けた160万円以上（消費税抜き）の設備の導入
助成内容：設備購入費の1/4以内（上限額100万円、1回限り）を交付

※太陽光発電設備は対象外

2 オンライン取引支援事業

インターネットを活用した商談や販路拡大のための取組を支援。
最大50万円の助成金を交付します。

対象者：インターネットを活用した販路拡大のための取組等を行う事業者
助成対象：販路拡大等に係る経費で、20万円以上（消費税抜き）の事業
助成内容：補助対象経費の1/4以内（上限額50万円、1回限り）を交付

※パソコン等の汎用品の購入費は対象外

※助成対象、申請方法等は裏面及び千曲市ホームページをご確認ください

【問い合わせ】 ☎387-0001 千曲市杭瀬下二丁目1番地

千曲市経済部 産業振興課 電話：026-273-1111（内線3302）

申請書類等は千曲市のホームページをご確認ください。



①先端設備導入支援事業

(先端設備等導入計画)

中小企業者が一定期間内に労働生産性を年平均3%以上向上させるため、先端設備等を導入する計画。設備の取得前に千曲市の認定を受けることで固定資産税の軽減措置がある。

【助成対象】※消費税等は対象外

「先端設備等導入計画」の認定を受けた、「固定資産税の課税標準の特例」の対象となる設備で、取得価格が160万円以上（消費税抜き）のもの

②オンライン取引支援事業

【助成対象】※消費税等は対象外

インターネットを活用した商談や販路拡大のために必要な費用で、事業費が20万円以上（消費税抜き）のもの

(事業例)

- ・オンライン販売促進用WEBサイトの作成、サービス導入費用
- ・オンライン商談に必要なサービス等の導入費用
- ・WEBサイト上での商品、技術アピールのための動画等の製作費用 等

【申請書類】

(申請時)

- ・認定申請書、実施計画書
- ・添付書類（見積書等の事業内容がわかる書類）
※「①先端設備導入支援事業」については、先端設備等導入計画に係る認定書の写しも添付してください

(事業実施後)

- ・完了報告書、実績報告書、交付申請書、交付請求書
 - ・添付書類（領収書等の支払いを証する書類の写し、事業実施確認書類（写真等））
- ※申請書類等は市ホームページからダウンロードしてください

【申請書類の提出先】

申請書類等を下記に郵送するか、窓口提出してください。

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地
千曲市役所 3階 産業振興課（産業支援センター）